

【論 文】

持続可能な社会に向けた外国人労働者の受け入れに関する研究

宮本恭子

(島根大学法文学部)

概 要

人口減少社会に欠かせぬ労働力として、外国人材の活用に期待が寄せられている。本研究では、鳥根県出雲市を対象に、地域社会の生活者、労働者として暮らし働く外国籍住民の労働と生活の現状と課題について、出雲市アンケート結果及び出雲市役所・請負会社への聞き取り調査をもとに考察する。これにより、外国籍住民に関する自治体施策と働く場での支援の実際についても検討する。現在、出雲市に居住する外国人の多くは日系ブラジル人で、市内の企業に間接雇用で働く労働者である。間接雇用であることは、労働、生活のすべての領域で請負会社の支援を受けることを可能にしているが、間接雇用を外れると雇用の心配だけでなく、生活全般に支障をきたす可能性が高い。今後は、外国人技能実習制度の拡充により多国籍の外国人が増えることも予想される。「外国人と共生する」町作りのためには、国と自治体を中心となって、請負会社や NPO 法人等のノウハウを活用しながら、あらゆる国籍の外国人が共に生活できる地域社会の形成に向けた課題に取り組まなければならない。

キーワード：日系ブラジル人、間接雇用、外国人労働者、共生社会

はじめに

人口減少社会に欠かせぬ労働力として、外国人材の活用に期待が寄せられている。2015 年の国勢調査による日本の人口は、1 億 2709 万人（年少人口 1595 万人、生産年齢人口 7728 万人、老年人口 3387 万人）である⁽¹⁾。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、2065 年には 8808 万人（同 898 万人、4529 万人、3381 万人）となり、50 年間で 3900 万人の減少となる⁽²⁾。また、高齢化率（老年人口割合）は、2015 年の 26.6%が 2065 年には 38.4%に上昇する⁽³⁾。高齢化も相まって労働力人口が減り、潜在的な生産能力に負の影響を及ぼすことは間違いない。

近い将来予想される人手不足を回避するためには、労働市場における需要側、供給側それぞれの対策が急務である。需要側では、日本経済全体が少ない労働力でやっていけるような体制をつくる必要がある。供給側の要因としては、女性、高齢者、若年者といった国内労働力の活用に加えて、外国の労働力の直接的・間接的活用が考えられる。この間、政府は少子化対策として、女性の活用、高齢者の活用、外国人材の活用に向けた政策を進めている。経済成

長に寄与する高度人材と労働力不足分野の労働力確保策が進められようとしている。

外国人労働者の受け入れを巡る議論で重要であるのは、建設業や介護人材などの人手不足に起因する短期的な受け入れと、人口減少に伴う長期な移民の受け入れを別次元で捉える必要があるということである。すでに、短期的にも労働力不足が懸念され始めている。介護人材の不足などを踏まえ、フィリピンやインドネシアとの経済連携協定に基づく介護福祉士・看護師を目指す人材の受け入れなども進められている。一方、将来的な人口減少や労働力人口の不足に対しても、こうした外国人労働力を導入することで対応しようという考え方もある。

外国人労働者はすでに多くの都道府県で増加傾向にある⁽⁴⁾。外国人は関東や中部地方に集中する傾向があるが、地方の人口減少を緩和し地方経済の下支えになっている。地方経済を再生させ、人口減少が続く日本経済の持続性を担保する長期的な活性化戦略の一環として、外国人をどう迎え入れるかが重要になる。どのようにすれば日本が必要とする知識や技術を持つ外国人の定住を促進することができるのか、という点も含めて長期的な戦略を考えていかなければならない。

こうした状況を踏まえ、外国人住民の増加や自治体、経済界などの要望を受け、自治体施策を統括する総務省自治行政局は2005年度の地方行政の重点施策に「多文化共生の推進」を位置づけ、外国人住民施策を体系化し多文化共生社会の形成をめざした取り組みを行うことを自治体に促した。同年4月に総務省は「多文化共生の推進に関する研究会」を設置して自治体取り組みべき施策の検討を指示し、同研究会の報告に基づいて2006年、都道府県および政令市の外国人住民施策担当部局に対して「多文化共生推進プラン」を発表した。「多文化共生」という言葉について、総務省は、2006年3月に発表した「多文化共生の推進に関する研究会報告書」の中で、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化の違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きてくこと。」と定義している⁽⁵⁾。

外国人籍の住民が増加している島根県出雲市においても、2016年6月、出雲市多文化共生推進プラン（以下、「プラン」という）を策定した。「文化や価値観の多様性」や「共に生きる」ということを踏まえた「多文化共生」という言葉が注目されるようになってきている。これまでの外にむけられた「国際交流」「国際協力」に加え、「多文化共生」をもう1つの柱に捉え、地域の発展に向けて日本人、外国人という区別を超えた協力関係を進めていくという視点から、「互いの国籍や民族、文化の違いを尊重し、共に暮らす多文化共生のまち」を目指すべき将来像として、その具現化に向けて取組んでいくことを目指している。

出雲市のプランの特徴は、多文化共生のまちを目指すための指標として、定住人口を増やす具体的な数値を盛り込んだ点である⁽⁶⁾。2015年3月末の外国人籍住民の人数を基準として、2021年3月末市内に引き続き暮らす外国人のうち、5年以上定住する外国人籍住民の割合を、2015年3月末24.6%から30%代に高めることを目標に掲げる。そのために外国人の生活支援を強化し、行政窓口での多言語対応を促進することもプランに盛り込んでいる。

同市の外国人住民人口は2016年12月末時点3,008人で、県内の自治体でも最も多い⁽⁷⁾。また、外国人の転入が転出を上回る人口の社会増が、市の人口減の緩和を大きく牽引している⁽⁸⁾。出雲市は県内の市町村の中で唯一人口の社会増をキープしているが、それは、外国人の人口の

増加によるものである。同市では、これらの外国人を人手不足を補う単なる労働者としてとらえるのではなく、「ともに暮らす地域住民として受け入れる」とプランに明記している。人口減少社会において外国人をどう市の活力につなげるかは、重要な課題となっている。

本研究では、鳥根県出雲市を対象に、地域社会の生活者、労働者として暮らし働く外国籍住民の労働と生活の現状と課題について、出雲市アンケート結果をもとに考察する。また、外国籍住民に関する自治体施策と働く場での支援の実際について、出雲市役所および外国人労働者と雇用関係にある請負会社へのヒアリング調査をもとに考察する。以上を踏まえ、地域社会の一員として外国人労働者が定着できる環境づくりについて検討する。

I 日本の外国人労働者受け入れ政策

1 外国人労働者受け入れ制度の概要

日本の外国人労働者政策は、主に専門的・技術的職業に携わる人の受け入れをより積極的に推進することとする一方で、いわゆる単純労働者の受け入れについては、慎重に対応することが不可欠としている。なお、単純労働者受入れに慎重であることは以下のような考えによるものである⁽⁹⁾。

①雇用失業情勢が厳しい中で、単純労働者を受け入れた場合、単純労働者と雇用機会が競合する国内労働者の就業機会を減少させるおそれがあること、②日本人と外国人で異なった労働市場が形成され、外国人の多い労働市場で劣悪な労働条件が固定化するなどの労働市場の分断が生じるおそれがあること、③労働者の確保が困難な分野に外国人労働者を受け入れた場合、国内においてなされるべき労働条件の改善や労働生産性の向上を通じた産業構造の高度化を阻害するとともに、国内労働者の労働条件に悪影響を及ぼすおそれがあること、④外国人労働者は景気変動に伴い、失業問題が発生しやすいこと、⑤受入れに伴い、教育、医療、住宅等各方面にわたり、新たな社会的コストが増大すること、⑥送出国や外国人労働者が日本の社会に適應していく上で様々な問題に直面するおそれがある、ということである。

1980年代後半から90年代前半にかけ、国際社会における日本の役割が増大し、国際交流が活発化し、日本経済、社会等の国際化が進展するのに伴って、単純労働分野への外国人労働者の受入れの是非が議論の対象となった。このような中、1990年に出入国管理法が大きく改正され、外国人が日本に滞在するときの身分や地位、活動範囲を定めた在留資格が整備され、現在の27種類に大幅に増やされたほか、不法就労対策の強化が行われた。

まず、在留資格の整備については、日本で就労する外国人が増加してきたことに対応するため、専門的な技術・知識・技能を生かして職業活動に従事する外国人等の在留資格の整備を行った。また、この改正において、日系人についての位置付けも明確化された。改正により、在留資格が整備・拡充され、「定住者」という就労活動に制限のない在留資格が創設される中で、日系二世（日本人の子であるが、日本国籍を有しない者）だけでなく、日系三世にも入国・在留・就労が認められる当該在留資格が付与されることが明示された。

また、1982年より留学生の一形態としていわゆる技術研修生としての在留資格で受け入れ

てきたが、1990年の改正後は「研修」の在留資格で受け入れられるようになった。さらに、技術、技能等の移転をより効果的に行うという観点から、1993年には研修により一定水準以上の技術等を修得した外国人について、研修終了後、研修を受けた機関との間で新たに雇用契約を結び、研修で修得した技術等をより実践的に修得することができるようにする技能実習制度が創設された。

2 外国人労働者受け入れ拡大政策

1990年代後半から先進国を中心に高度人材の需要が高まり、高度外国人材を積極的に呼び込む政策が導入されてきた。海外から優秀な人材を集め、経済成長や国の競争力の強化をはかりたいという意図が、世界的な人材獲得競争につながっている。日本でも「日本再興戦略2015」において、優秀な外国人材の獲得競争が世界的に激化する中で、さらなる経済活性化と競争力向上のため、海外の優秀な人材の呼び込みが不可欠との認識が示されている。

2015年には「高度専門職」と呼ぶ在留資格を新設した。中でも2012年の「高度人材ポイント制」の導入は目玉となる政策である。学歴や年収が一定の基準を満たした人を高度人材外国人と認定し、在留期間と在留活動に関する優遇措置を与える。「日本再興戦略2016」では、高度外国人材の永住許可申請に必要な在留期間を大幅に緩和する方針が示された。

さらに政府はまず介護から始める人手不足産業の単純労働者と高度人材の二本柱で受け入れ拡大を進める考えである。建設・造船分野での緊急措置、特区での外国人家事労働者の導入、在留資格「介護」の新設等が進んでいる。また、2017年3月には農業人材の就労解禁のため国家戦略特区法改正案が国会に提出され、技能実習生の介護分野への拡大も予定されている。そうしたなか、2016年11月の技能実習法成立を契機に、一定の規制強化を前提として大幅な拡大策が図られている外国人技能実習制度は、「外国人活用」の中核となっている。

3 日本で就労する外国人の現状

外国人が日本で働くための資格は主に4つある。出入国管理及び難民認定法上、次の形態での就労が可能である。1つは就労目的で在留が認められる者、いわゆる専門職である。経営者や弁護士、医師、外国料理人など幅広い分野の専門家がこれに該当する。高度人材に該当するのは、経営者や研究者、医師、弁護士等である。

次に身分に基づき在留する者である。日系人、永住者、日系人の配偶者等がこれに該当する。業種・職種の制限はない。3つ目の資格は特定活動である。技能実習や経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー等である。最後の資格外活動（学生のアルバイト等）は、業種の制限が緩く、コンビニエンスストアや飲食店で働く外国人の多くが留学生である。学業目的の受け入れであるので、働けるのは週28時間以内に限られる。

外国人労働者の雇入れ・離職時には、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、ハローワークに届け出ることが全事業主に義務付けられており、厚生労働省は毎年「外国人雇用状況」としてまとめている。毎年10月末時点で公表される厚生労働省の「外国人雇用状況」の届出状況によると、外国人労働者数は108万3769人で、前年から17万5873人、19.4%増加しており、

過去最高を更新した(表1)。

在留資格別にみると、人数が最も多いのは、永住者・定住者・日本人の配偶者等で41万3389人、全体の約4割を占める。しかし、母数の少ない特定活動(EPA 看護師や介護福祉士を含む)を除くと、増加率では技能実習生21万1108人(25.4%増)、資格外活動(留学)20万9657人(25%増)が伸びており、専門的・技術的分野の20万994人(20.1%増)に比べても、人数も伸び率も高い状況である。就労が主目的ではない技能実習生と留学生を合わせると約42万人となり、就労目的の外国人材の2倍の規模である。政府は、外国人の受け入れは高度で専門的な知識や技術を持つ外国人に限るというスタンスだが、人手不足の現場では、技能実習生や留学生が貴重な戦力として雇用されている等、事実上、「労働者」とは呼ばれない実習生と留学生で、外国人労働者全体の約4割を占める結果になった。

国籍別では、中国が最多の34万4658人であるが、これに続くベトナムが前年同期で56.4%増の17万2018人と増えており、フィリピン(17万7518人)やブラジル人(10万6597人)を上回る。都道府県別では、東京都が33万3141人(全体の30.7%)、愛知県が11万765人(同10.2%)、神奈川県が6万148人(同5.5%)、大阪府が5万9008人(同5.4%)、静岡県が4万6574人(同4.3%)となっている。大都市部や工業地域の上位5都道府県で全体の半数を超えている。

外国人労働者のうち派遣・請負で働く外国人労働者を見ると、企業から直接雇用されるのではなく、企業と契約した請負会社に雇用され、この企業の社外工として働いている間接雇用の身分に基づく在留資格による外国人労働者が最も多い。間接雇いで働く外国人労働者の国籍別では、ブラジル人が最も多い。つまり、外国人労働者全体のうち、間接雇用が日系ブラジル人労働者の雇用就業形態の大きな特徴となっていることが確認できる。

表1 外国人労働者数の5カ年推移(各年10月末現在)

	平成24年		平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		対前年 増減比	派遣・請負
	人数	派遣・請負	人数	派遣・請負	人数	派遣・請負	人数	派遣・請負	人数	派遣・請負		
外国人労働者総数	682,450	169,057	717,504	170,387	787,627	178,802	907,896	204,907	1,083,769	237,542	19.4	15.9
専門的・技術的分野の在留資格	124,259	24,919	132,571	25,219	147,296	26,933	167,301	29,509	200,994	33,371	20.1	13.1
：うち技術・人文知識・国際業務	-	-	-	-	-	-	121,160	22,737	148,538	25,509	22.6	12.2
：うち技術	37,189	9,969	39,244	10,151	43,948	10,809	-	-	-	-	-	-
：うち人文知識・国際業務	49,799	8,956	54,239	9,112	61,033	9,487	-	-	-	-	-	-
特定活動	6,763	1,049	7,735	1,373	9,475	1,831	12,705	2,719	18,652	4,281	46.8	57.4
技能実習	134,228	14,674	136,608	13,653	145,426	13,376	168,296	15,185	211,108	18,541	25.4	22.1
資格外活動	108,492	11,939	121,770	15,546	146,701	20,563	192,347	34,659	239,577	44,689	24.6	28.9
：うち留学	91,727	8,811	102,534	11,701	125,216	16,111	167,660	29,386	209,657	37,627	25.0	28.0
身分に基づく在留資格	308,689	116,472	318,788	114,591	338,690	116,094	367,211	122,831	413,389	136,657	12.6	11.3
：うち永住者	156,883	52,657	170,238	54,559	187,865	57,345	208,114	62,036	236,794	69,041	13.8	11.3
：うち日本人の配偶者等	69,771	23,433	68,408	21,671	69,727	21,133	72,895	21,401	79,115	23,026	8.5	7.6
：うち定住者	75,438	37,943	72,804	35,630	73,220	35,065	77,294	36,507	87,039	41,323	12.7	13.2
不明	19	4	32	5	39	5	36	4	49	3	36.1	▲25.0
中国(香港等を含む)	296,388	41,991	303,886	41,082	311,831	40,347	322,545	42,098	344,658	45,031	6.9	7.0
韓国	31,780	5,175	34,100	5,181	37,262	5,321	41,461	5,718	48,121	6,479	16.1	13.3
フィリピン	72,867	23,645	80,170	24,827	91,519	27,507	106,533	31,170	127,518	36,157	19.7	16.0
ベトナム	26,828	4,611	37,537	7,799	61,168	11,588	110,013	23,865	172,018	32,882	56.4	37.8
ネパール	9,108	1,839	14,175	3,521	24,282	6,020	39,056	9,690	52,770	12,915	35.1	33.3
ブラジル	101,891	57,035	95,505	52,939	94,171	51,763	96,672	52,671	106,597	57,942	10.3	10.0
ペルー	23,267	11,163	23,189	10,997	23,331	10,758	24,422	11,032	26,072	11,651	6.8	5.6
G7/8+オーストラリア+ニュージーランド	51,156	9,021	53,584	9,293	57,212	9,475	61,211	9,554	67,355	10,200	10.0	6.8
：うちアメリカ	22,110	4,106	23,277	4,230	24,824	4,324	26,376	4,381	28,976	4,651	9.9	6.2
：うちイギリス	8,603	1,489	8,912	1,553	9,493	1,570	10,044	1,560	10,859	1,741	8.1	11.6
その他	69,165	14,577	75,358	14,748	86,851	16,023	105,983	19,109	138,660	24,285	30.8	27.1

注：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における外国人労働者のうち労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」各年データ。

表2 外国人雇用事業所数の5カ年推移（各年10月末現在） 単位：所、人

		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
事業所総数		119,731 (5.7)	126,729 (5.7)	137,053 (5.7)	152,261 (6.0)	172,798 (6.3)
産業別	建設業	4,721 (2.8)	5,553 (2.8)	7,022 (2.9)	9,753 (3.0)	12,911 (3.2)
	製造業	34,516 (7.6)	35,016 (7.5)	36,140 (7.6)	37,919 (7.8)	40,542 (8.4)
	情報通信業	5,798 (4.6)	5,988 (4.7)	6,575 (4.8)	7,254 (5.0)	8,248 (5.3)
	卸売業、小売業	19,303 (3.7)	20,873 (3.8)	22,774 (4.0)	25,520 (4.4)	29,249 (4.8)
	宿泊業、飲食サービス業	15,941 (4.7)	17,507 (4.7)	19,145 (4.8)	21,624 (5.0)	24,732 (5.3)
	教育、学習支援業	4,458 (10.8)	4,603 (10.8)	4,824 (10.9)	5,127 (10.9)	5,491 (10.9)
	サービス業（他に分類されないもの）	9,113 (9.4)	9,753 (9.3)	10,690 (9.6)	11,933 (10.4)	13,705 (11.2)
	その他	25,881 (3.9)	27,436 (4.0)	29,883 (4.1)	33,131 (4.4)	37,920 (4.6)
事業所規模別	30人未満	63,843 (3.6)	68,245 (3.6)	74,773 (3.6)	84,686 (3.6)	97,951 (3.8)
	30～99人	24,601 (5.5)	25,483 (5.4)	27,009 (5.5)	29,367 (5.7)	32,677 (6.0)
	100～499人	16,231 (10.1)	17,059 (10.3)	18,025 (10.3)	19,363 (10.8)	21,288 (11.7)
	500人以上	5,274 (22.3)	5,733 (22.2)	6,098 (24.2)	6,562 (27.6)	7,245 (29.8)
	不明	9,782 (3.5)	10,209 (3.4)	11,148 (3.5)	12,283 (3.7)	13,637 (4.0)

注1：（ ）内の数値は、一事業所あたりの平均外国人労働者数を示す。

注2：本表の産業別のデータは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

資料：厚生労働省「外国人雇用状況」各年資料。

次に、外国人を雇用している事業所の状況を見ると（表2）、事業所は17万2798か所で、前年から2万537か所、13.5%増加している。産業別では、製造業が最多の4万542人であるが、前年からの増加率が最も大きいのは建設業32.4%、サービス業14.8%、卸売り・小売業14.6%となっている。事業所の規模別では、「30人未満事業所」が最も多く、9万7951か所であり、事業所数はどの規模においても増加している。前年からの増加率が最も大きいのも「30人未満事業所」で、15.7%となり、全体の8割を100人未満の中小企業が占めた。日本人の人材獲得競争が激化しており、中小企業は外国人活用に活路を求めている様子がうかがえる。

II 島根県出雲市における外国人労働者の現状

1 国籍別・在留資格別外国人住民

出雲市は、2005年3月に平田市、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町が合併し、さらに、2011年10月には、斐川町も加わり、人口17万人の新しい出雲市としてスタートした。同市に居住する外国人・外国出身者の数は、地域経済の状況を反映して年々増加する傾向にある。表3に示すように、2016年3月末時点の市内における外国人住民は2,899人で、同市の人口に占める割合は1.7%になった⁽¹⁰⁾。

国籍別にみると、ブラジル人が最多の1,891人で、市内外国人住民の7割を占める。次に、中国人368人、フィリピン人186人が続く。2007年以降、ブラジル人が大きく伸びたほか、ベトナム人も技能実習生らの増加で、2013年15人、2014年37人、2015年77人、2016年104人と増加傾向にある。一方、豊かになった中国では、優秀な人材は国内に残るようになり、中国人は2007年以降減少傾向にある。

一世帯当たりの人数は、2007年1.40人、2008年1.45人、2009年1.50人、2010年1.44人、2011年1.41人、2012年1.43人、2013年1.47人、2014年1.45人、2015年1.51人、2016年1.51人で微増傾向にある。フィリピン人は1世帯当たりの人数が多い状態が続いているが、近年で

持続可能な社会に向けた外国人労働者の受け入れに関する研究

表3 出雲市における外国人住民人口・世帯数の推移

国籍/年	2007年			2008年			2009年			2010年			2011年		
	世帯数	人口 合計	1世帯 人数	世帯数	人口 合計	1世帯 人数	世帯数	人口 合計	1世帯 人数	世帯数	人口 合計	1世帯 人数	世帯数	人口 合計	1世帯 人数
外国人住民計	1304	1826	1.40	1324	1916	1.45	903	1354	1.50	1118	1608	1.44	1098	1552	1.41
日本															
オーストラリア	1	2		0	1		1	2		1	2		2	3	
ブラジル	686	858		737	982		336	443		559	709		557	695	
ミャンマー	0	0		0	0		1	1		1	1		1	1	
バングラデシュ	9	24		11	28		10	24		10	25		11	24	
カンボジア	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
カナダ	2	2		1	1		3	3		4	4		4	4	
中国	426	532		434	533		417	518		411	494		393	469	
コロンビア	0	0		0	0		0	1		0	0		0	1	
フィンランド	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
フランス	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
インド	0	0		0	0		1	1		8	8		4	4	
インドネシア	16	22		9	15		3	9		2	8		5	13	
イタリア	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
ジャマイカ	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
朝鮮	22	44		23	45		21	40		19	39		14	30	
韓国	54	143		55	139		52	132		50	128		52	134	
ラオス	0	0		0	1		0	1		0	1		0	1	
モンゴル	3	9		3	10		3	10		3	11		4	12	
ペルー	0	0		0	0		0	0		0	2		0	0	
フィリピン	51	148		18	120		19	124		19	128		19	121	
スイス	0	0		0	1		0	0		0	0		0	0	
タイ	0	0		0	0		1	4		1	3		0	1	
タンザニア	0	0		0	0		0	0		0	0		0	0	
英国	6	6		3	3		1	1		2	2		2	2	
米国	18	21		18	20		19	21		16	25		16	21	
ベトナム	3	3		6	6		7	7		6	6		8	9	
無国籍等	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
その他	5	7		4	8		4	7		1	4		3	5	
国籍/年	2012年			2013年			2014年			2015年			2016年		
外国人住民計	1262	1807	1.43	1295	1828	1.47	1355	1969	1.45	1614	2440	1.51	1919	2899	1.51
日本				59100	172874		59697	172536		60424	172098		61312	172058	
オーストラリア	3	4		3	5		2	4		2	5		1	4	
ブラジル	677	849		730	901		792	1039		1020	1488		1298	1891	
ミャンマー	1	1		1	1		1	1		12	12		32	32	
バングラデシュ	7	22		9	25		9	27		8	25		10	29	
カンボジア	0	0		0	0		0	0		11	11		20	29	
カナダ	5	5		4	4		3	3		5	6		6	7	
中国	391	481		390	479		357	455		314	409		259	368	
コロンビア	0	1		0	1		1	2		1	2		1	2	
フィンランド	1	1		1	1		1	1		1	1		1	1	
フランス	0	0		0	0		1	1		1	1		0	0	
インド	7	7		6	6		8	9		4	4		3	3	
インドネシア	7	16		11	20		12	21		15	23		18	30	
イタリア	0	0		0	0		0	1		0	1		0	1	
ジャマイカ	0	0		0	0		0	0		1	1		2	2	
朝鮮	15	30		16	31		16	31		16	31		15	27	
韓国	55	143		59	142		61	138		59	135		59	139	
ラオス	0	1		0	1		0	1		0	1		0	1	
モンゴル	4	12		1	3		2	5		3	8		3	11	
ペルー	0	0		0	0		0	0		0	1		2	3	
フィリピン	23	160		30	163		34	165		46	173		58	186	
スイス	0	1		0	1		0	1		0	1		0	1	
タイ	31	32		0	2		0	2		0	2		2	4	
タンザニア	0	0		0	0		0	0		1	1		1	1	
英国	3	3		1	3		1	2		1	1		1	2	
米国	14	17		15	19		16	20		15	18		13	16	
ベトナム	9	9		15	15		37	37		77	77		103	104	
無国籍等	1	1		1	1		1	2		1	2		1	2	
その他	8	8			3		0	1		0	0		1	3	

資料：2017年5月25日、出雲市国際交流室提供資料より作成。

はブラジル人も1世帯当たりの人数が増える傾向にあり、家族の呼び寄せが増える傾向にある。

年齢別外国人住民の状況は、表4のとおりである。30歳代の外国人住民が806人、20歳代が672人、40歳代が591人であり、働き盛りの20歳代から40歳代の外国人住民が75.4%を占める。また、出雲市に居住する外国人住民の在留資格別の特徴として（表5）、就労活動の制限がない日系ブラジル人が約81%を占めている。次に多いのが技能実習で約14%を占める。

表4 出雲市における年齢別外国人住民（2015年12月末現在）

区分 年齢区分	全体		内ブラジル国籍	
	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)
0歳～5歳	79	2.9	52	3.0
6歳～15歳	104	3.8	74	4.2
16歳～19歳	64	2.3	43	2.4
20歳代	672	24.5	386	22.0
30歳代	806	29.4	518	29.5
40歳代	591	21.5	394	22.4
50歳代	321	11.7	260	14.8
60歳代	60	2.2	26	1.5
70歳代	31	1.1	3	0.2
80歳代	12	0.4	0	0.0
90歳代	4	0.2	0	0.0
計	2,744		1,756	100

資料：2016年6月出雲市多文化共生推進プラン p8 より作成。

表5 出雲市における外国人住民の在留資格（2015年12月末）

住民基本台帳 第30条45の区分	在留資格	男 (人)	女 (人)	計 (人)	在留年数 (参考)	割合 (%)
中長期在留者	教授	2	1	3	5年、3年、 1年又は3月	0.11
	投資・経営	1	0	1		0.04
	教育	2	6	8		0.29
	技術	3	0	3		0.11
	人文知識・国際業務	4	4	8		0.29
	技能	11	1	12		0.44
	技能実習1号イ	2	12	14	1年、6月又は 法務大臣が個々 に指定する期間	0.51
	技能実習1号ロ	43	99	142		5.18
	技能実習2号ロ	50	170	220		8.02
	経営・管理	1	0	1		0.03
	技術・人文知識・ 国際業務	10	9	19	5年、3年、1年 又は3月	0.69
	文化活動	2	3	5	3年、1年、6月 又は3月	0.18
	留学	13	15	28	3年～4年3月	1.02
	家族滞在	17	19	36		1.31
	特定活動	2	5	7	3月～5年	0.26
	日本人の配偶者等	336	90	426	5年、3年、1年 又は3月	15.52
	永住者の配偶者等	5	16	21	5年、3年、1年、 6月又は法務大臣が個々に指定する期間	0.77
定住者	603	374	950	無期限	34.62	
永住者	346	340	686	無期限	25.00	
特別永住者	特別永住者	82	69	151	無期限	5.50
出生による経過 滞行者	出生による経過滞 在者	1	2	3	両親の在留資格により個別に決定	0.11
計		1,536	1,208	2,744		100%

資料：2016年出雲市多文化共生推進プラン p10 より作成。

注：詳しい在留資格・在留年数については入国管理局のホームページを参照。

2 外国人労働者の現状

次に、出雲市で就労する外国人の状況を見てみよう。表6は出雲市の外国人の雇用状況(2017年2月末時点)を示している。厚生労働省がまとめている「外国人雇用状況」の届出状況では、人口20万人以上の市町村のデータを公表しているものの、人口17万人の出雲市のデータを把握することはできない。しかも、これ以外に外国人労働者のデータを市町村単位で把握できる資料もない。そこで、出雲市ハローワークに依頼して、出雲市ハローワーク管内の雇用保険届出状況から外国人労働者に関する情報を抽出してもらい、そこから、出雲市の外国人労働者の状況を把握することとした。

ただし、本社が市外にある事業所は、市内の事業所で就労する外国人の雇用保険の届出を本社のある市外で届出るケースが多く、これらの外国人は出雲市の外国人労働者数にカウントされない。また、ハローワークのシステム上1,000人を超えると正確な数値が出ないため、正確な数値把握は困難である。さらに、出雲市外から市内の事業所に通勤する者も多く、市の人口を上回る外国人の雇用保険の届出状況となっている。このように、市内で働く外国人労働者の状況を正確に把握できるものではないが、参考にしてみたい。

2017年2月末時点の「外国人雇用保険届出状況」によると、出雲市の外国人労働者数は国籍別では、ブラジル人が最多の2,428人以上で、中国人1,504人、フィリピン人163人、ベトナム人152人、そしてインドネシア人83人が続いた。ブラジル人は日本人の配偶者と定住者が多いほか、ベトナム人、インドネシア人も技能実習生らの増加で大きく伸びた。

表6 ハローワーク出雲管内の外国人雇用状況 平成29年2月末現在

国籍別	人数(人)	在留資格別	人数(人)
ブラジル	2,428以上	1 技術・人文知識・国際業務	21
中国(香港等含む)	1,504	2 技術	7
インドネシア	83	3 人文知識・国際業務	26
アメリカ	38	4 企業内転勤	7
フィリピン	163	5 教育	37
カンボジア	50	6 教授	3
フィンランド	5	7 技能	6
ミャンマー	34	10 永住者	643
バングラデシュ	6	11 日本人の配偶者等	980
ベトナム	152	12 永住者の配偶者等	15
タイ	21	13 定住者	1,000以上
ネパール	1	14 技能実習	1,000以上
イタリア	1	15 特定活動(技能実習)	586
イギリス	3	16 〃(ワーキングホリデー)	6
ジャマイカ	1	17 〃(EPA)	4
韓国	12	27 〃(15~26以外)	11
オーストラリア	4	28 留学	6
モンゴル	3	30 家族滞在	9
南アフリカ	1	41 研修	2
朝鮮	2		
合計	4,512以上	合計	4,369以上

出所：ハローワーク出雲の雇用保険届出状況より抽出。

注：国籍別ブラジル、在留資格の定住者、技能実習の「以上」は、システム上1,000人を超えるとエラー表示となるため正確な数値把握はできない。また県外本社の企業の数値は含まれない。

在留資格別では、定住者が1,000人超、技能実習も1,000人超、日本人の配偶者等が980人、永住者が643人、特定活動が586人などとなっている。技能実習生を中心とした、ベトナムやインドネシアなどアジア諸国からの外国人市民も多い。一方、就労活動の制限がない在留資格のブラジル人が圧倒的に多い。

3 外国籍住民の生活実態

(1) 調査の概要

「出雲市在住外国人実態調査報告書」から外国籍住民の生活上の現状と課題を考える。本報告書は調査研究資料として出雲市総合政策部政策企画課国際交流室から情報提供を受けたものである。本調査は、出雲市が進めている多文化共生の取り組みについて、対象者となる外国人住民が、出雲での生活に何を感じ、何を求めているのか等を把握し、今後の取り組みに反映させることを目的に実施したものである。調査期間は2016年6月14日～7月26日である。調査対象者は2016年5月27日現在、市内で住民登録をしている18歳以上の外国人住民のうち無作為抽出した300人である。調査項目は回答者の属性、日本語能力、日常生活について、こどもについて、差別や人権侵害について、行政からの情報やサービスについて、防災等である。調査方法は郵送による送付・回収を行い、有効回答数は58件（回収率19.3%）であった。

回答者の国籍はブラジルが最も多く66%である。次いで中国、フィリピン、アメリカとなっている。男性52%、女性48%で男性の割合が高くなっている。年齢は、18～20歳代が19%、30歳代が36%、40歳代が22%で、30歳代が最も多い。国籍別にみると、ブラジルの30歳代が最も多い。出雲での滞在期間は、「6～12ヶ月」が最も多く33%であった。国籍別にみると、ブラジルは「6～12ヶ月」が最も多く34%であった。今後の滞在予定は、「考えていない」が36%で最も多く、国籍別にみると、「考えていない」がブラジル47%で全体と比べ多い。日系ブラジル人については就労活動の制限がないにもかかわらず、定住化を考えている者は少ないとみられ、将来の生活設計において不安や不満を持っている様子が伺える。

(2) 日常生活の困りごとについて

言葉については、「相手の言うことが大体聞き取れる」「相手がゆっくり話せば聞きとれる」がともに26%で最も多く、次いで「テレビのニュース、ドラマの内容がわかる」が22%であった。国籍別に見ると、ブラジルは「単語だけ聞きとれる」が最も多い。また、「話す」ことについては、自分の意思を伝えることが出来る人の割合は84%となっている。日本語学習については「学んでいない」と答えた人が57%であった。日本語を学んでいない理由は、「仕事や家事で時間がない」と答え人が60%と最も多かった。

現在の生活や仕事で特に困っていること、相談したいことについての質問に対して、「病気になったときどうすればよいか」、「趣味や娯楽・交流の場所・機会がない」と答えた人が15人、「病気になって困ったことがあるのか」については、「医師、看護師、薬剤師の説明がわからなかった」と答えた人が22人となっている。このことから、病院受診や病気になった時の対応に不安があることがわかる。

「子どもに関する悩み」について、「特でない」と答えた人がもっとも多かったが、一方で「日本語が十分できず、授業についていけない」、あるいは、「子どものこれからの進学について不安である」、と答えた人が次いで多くなっている。

日本人とのつきあいについて、「まわりに住んでいる日本人とどのくらい付き合いがありますか」について、「あいさつする程度」と答えた人の割合が54%と最も多かった。しかし、「近所の人ともっと親しくしたい」と答えた人が24%となっており。また、町内会（自治会）の認知度については81%が、町内会（自治会）を知らないという回答であった。加入状況も1割に留まっている。その一方で、町内会（自治会）に「加入したいと思う」、あるいは「どちらかと思う」と答えた人が50%を超えている。現状と希望には大きな差が生じている。

「日常生活の中で、自身が差別や人権侵害を受けた」と感じたことのある人が約40%であった。また、「職場での対応や上司や同僚などの言葉や態度」で差別や人権侵害を受けたと感じた人が多かった。外国人に対する差別や偏見を感じる場面が少なくないことがわかる。

行政からの情報やサービスについて、どのような情報が特に必要なのかについては、「地域のイベント、観光」、「日本語教室」、「医療・病院・福祉」の順であった。情報を得やすい場所については、市役所の窓口が一番多く、次に職場であった。希望する行政サービスについては、「日本語教室の開催」が32人と最も多く、次に「日本文化、生活習慣等の講座の開催」が25人となっている。外国人労働者にとって市役所と職場からの情報提供が重要であることがわかる。

Ⅲ 出雲市における多文化共生の取り組み

1 出雲市の「多文化共生推進プラン」

こうした外国人住民の生活課題に対応するため、出雲市では、多文化共生推進プランを策定し、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくという基本理念のもと、各事業に取り組んでいる。2012年に策定した総合振興計画「出雲未来図」の中でも、定住人口17万人のキープや、住みやすさナンバーワンのまちづくりを目指している。この「出雲未来図」をベースにした「出雲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中に、基本的方向として「多文化共生のまちづくり」を明示した。その指標として、2015年3月末時点で、5年以上の定住外国人の比率24.6%を、2021年3月末目標として30%台に引き上げる。外国人にも暮らしやすいまちづくりを、人口減少対策の柱の一つに位置づけるものである。

また県外から出雲市への転入・転出状況を見ると、転入から転出を差し引いた社会増となったのは、岡山県28人のみであるが、外国人の転入は693人、転出309人で社会増384人となっている⁽¹¹⁾。出雲市では外国人の受け入れは、人口減少の緩和に一定の効果をもたらしていることを示している。今後も外国人の受け入れをスムーズに進め、その定着を図っていくために、プランでは、施策の柱として、外国人住民のコミュニケーション支援、外国人住民の生活支援、多文化共生の地域づくり、多文化共生推進のための体制整備を定めた。外国人の長期定住が増

えれば、外国人による子育てや住宅取得も広がっていくなど、地方創生や人口増加を目指す上で外国人との共生はきわめて重要になる。

同プランでは以下の構成で自治体に取り組むべき施策についての基本的な考え方や具体的な方策を示した。

(1) コミュニケーション支援

日本語習得支援や通訳・翻訳体制の整備などにより、日本語でのコミュニケーションができない住民への支援を行う。

(2) 生活支援

医療や教育、労働、防災など、多様な文化背景に配慮した固有の施策を行う。

(3) 多文化共生の地域づくり

啓発イベントや外国人住民自身の地域社会への参画を通して、地域社会全体で多文化共生をめざそうとする意識を涵養する施策を行う。

(4) 推進体制の整備

上記の施策を推進するための条例や計画、担当部署の設置や部署間の連絡会議等を整備する。

2 自治体による支援の実際

以下は、市による外国人の就労・生活支援の状況である（表7）。出雲市は、外国人の7割超を占める日系ブラジル人を中心に多文化共生推進の観点から外国人の就労、生活支援を進めている。「公共サービス」では、国際交流室、子ども政策、教育委員会にポルトガル語と日本語の対応可能な職員を配置している。ポルトガル語での対応が必要な場面では、これらの職員が各部署に出向いて対応する。証明書交付申請書や国民健康保険、乳児等医療受給資格証申請、年金や税金、ゴミの分別、医療機関の紹介などをポルトガル語で作成している。

住居は、雇用契約した請負会社が用意したアパートに住む者が多い。社外工として働く企業までの送迎バスのルート沿いにアパートを借りあげている場合が多い。なかには、家族が増えて手狭になり公営住宅に転居する者もいる。公営住宅の入居は、必要要件を満たせば可能である。また、住宅ローンを組んで住居を取得する者も増えつつある。

医療・教育分野では、医療通訳のコールセンターと契約し、救急車要請・救急場面での対応に困らないよう、救急隊員と外国人、医療機関の3者の同時通訳が可能な体制をとっている。市内の病院には通訳がないので、病院受診に困る外国人が多い。そこで、市は、2016年度から AMDA（国際医療情報センター）の診療時無料同時通訳を病院に紹介し、医療現場で活用するよう情報提供している。また、教育委員会にはポルトガル語と日本語の対応が可能な通訳を配置している。

就労支援では、出雲市ハローワークに金曜日午前中、ポルトガル語通訳を1名派遣し、窓口対応にあてている。特に日本人の人材獲得競争が激化している農業分野や介護分野で、外国人労働者に働いてもらうための支援策を展開している。就農に関心を持ってもらうための農業体験プログラムの開催や、福祉人材フェアにおいてポルトガル語通訳を派遣し、外国人も相談できる体制をとっている。介護部門では、コミュニケーションの問題から外国人高齢者の受け入

れが可能な介護施設は今のところ市内にないが、介護現場で働く外国人職員が増えれば、外国人の入居者の受け入れも可能になるため、介護現場で働いてくれる外国人の応募に期待が高まっている。

社会保障では、転入届を出した外国人は日本人と同様に、すべての外国人は、社会保険か国民健康、年金、その他の福祉制度の加入義務、受給の権利がある。ただし、生活保護の適用範囲は、在留資格で、表5の網掛部分の日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、永住者である。日系ブラジル人が多い出雲市では、多くの外国人が生活保護の適用対象であるが、現在、生活保護を受給している外国人はいない。しかし、生活保護の申請を相談中の者はおり、今後の景気変動等に伴い増える可能性もある。また、要介護認定を受けている高齢者もいる。将来的には、長期定住に伴い、外国人労働者本人や家族で介護保険を利用する者の増加も予想される。

推進体制の整備では、警察、ハローワーク、消防、ボランティア団体、外国人が多く住む自治会の会長、市役所各課、国際交流室のメンバー間での連絡協議会の開催が計画されている。

表7 出雲市による外国人の就労・生活支援

公共サービス	外国人が入居可能な公営の住宅、支援	医療・教育	就労支援	社会保障	支援のための体制
<ul style="list-style-type: none"> 外国人対応部署あり、ポルトガル語での対応可。国際交流室にポルトガル語通訳3名配置、子ども政策課、教育委員会に各1名ずつ配置。 転入時に市役所内ツアーを行い、関係部署に案内する。 	あり。入居要件を満たせば入居可能。	<ul style="list-style-type: none"> 2016年度から、外注のコールセンターと契約し、救急対応時には救急隊員と外国人患者、コールセンター通訳者の3者で同時通訳をできる体制をとっている。また、病院にはAMDAの無料電話の医療通訳を紹介している。 教育委員会にポルトガル語通訳1名配置。 	<ul style="list-style-type: none"> ハローワーク(金曜日午前中、ポルトガル語通訳1名配置) 日本人と同じ農業体験プログラムに参加してもらい、農業分野での就労を促進する。また、介護分野で働く人材確保策として、福祉人材フェアにポルトガル語通訳を配置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護の申請者いないが、申請を相談している者はいる。 介護保険の要介護認定者もいる。 	警察、ハローワーク、消防、NPO(子どもと保護者のサポート)、日本語ボランティア、自治会会長等と市担当者間での連絡協議会を開催予定。

資料：2017年5月24日、出雲市役所国際交流室での聞き取り調査による。

3 請負会社の支援の実際

出雲市の外国人労働者の大多数を占める日系ブラジル人の雇用就業形態の特徴と彼らを雇用する請負会社の外国人労働者への生活支援の実際について、同市の日系ブラジル人の大多数を雇用している請負会社2社の聞きとり調査にもとづいて検討していきたい。

A社は社員157名から構成される製造請負、人材紹介業である。愛知県に本社を置く。ブラジルに現地法人がある。主要取引先のひとつが出雲市内のM製作所である。山陰事業所所長に聞きとり調査を行った。B社は本社が大阪で、国内23の営業所と採用センター、ブラジル現地法人をもつ。製造請負、アウトソーシング、人材紹介業である。B社の主要取引先もM

製作所である。営業本部部長、出雲事業所営業部長、出雲事業所事務部長の3名に聞き取り調査を行った。表8はA社、B社の概要をまとめたものである。

A社とB社に雇用される日系ブラジル人は、M製作所に直接雇用されるのではなく、M製作所と製造請負を契約した請負会社に雇用され、この企業の社外工として働いている間接雇用である。M製作所はもともと日系人を雇用しようとしたわけではなく、請負業を使おうとした結果、M製作所と取引があるA社とB社は、日系ブラジル人を雇用しているため、この企業では日系ブラジル人が増加したこと、出雲市でも日系ブラジル人が増加していることが指摘できる。出雲市のブラジル人労働者全体(2,428人以上)のうち、A社とB社の間接雇用で就労している比率が75%であるから⁽¹²⁾、間接雇用が日系ブラジル人労働者の雇用就業形態の大きな特徴となっていることが再確認できる。しかし、日系人については就労の制限がないにもかかわらず、間接雇用という形をとるのはなぜなのだろうか。

まず、企業の雇用調整機能のひとつとして働いていることが指摘できる。需要側の「人件費コスト」「労働需要変動への対応」というニーズと供給側である労働者の生活サポートへのニーズとのマッチングがあると考えられる。

供給側である日系ブラジル人自身が間接雇用を選ぶメリットはどこにあるのか。まず、請負会社では日系人が日本で生活するのに必要なノウハウを知っているからである。家族の呼び寄せによって子どもの教育や病院受診への支援が必要になるが、これらの多様化する生活サポートの中心的役割を担っているのが請負会社である。さらに、請負会社が外国人の生活支援のための行政やNPO法人とのコーディネーター的な役割も担っている。実際、請負会社は労働者の生活サポートを業務のひとつに位置づけて専属の通訳を雇用している。

しかも生活のニーズごとに専属の通訳を配置し、きめ細やかな支援を行う。例えば、病院の付き添いや子どもの教育面での支援などである。病院の付き添いを希望する者は多く、予約をして順番に対応するほどである。また、出雲市で多文化共生を推進するNPO法人にも無料で請負会社の通訳を派遣し、補助金の支援も行っている。さらに、会社独自で日本語教師を採用し、雇用している労働者とその家族向けの日本語教室も開催している。子どもがいる家庭には、就学支援や教育面での相談にももの。学校や教育委員会、警察、市役所、NPO、地域の自治会等のさまざまな関係機関と連携している。まさに、請負会社は外国人労働者が日本で生活するための「生活代行」の役割を果たしており、このことは直接雇用にはないメリットである。

次に、再就職や勤務場所を移りたい場合に、請負会社に仕事を求めることができるからである。外国人労働者にとって子供の教育が問題になる場合が多く、ブラジル人学校が設置されているなど、子どもの教育体制が整っている自治体に引っ越しを希望する者も多い。直接雇用であれば、自分で就職活動を行う必要があるが、日本人に比べて再就職が困難である。これに対して、間接雇用であれば、請負会社に次の仕事を求めることが可能であり、次の仕事が見つかる可能性も高い。さらに、請負会社は日系人の行動様式を十分把握しているので、一時帰国し、再来日した際にも雇用の場が確保される。全国ネットワークの中で再就職を紹介してもらうなど、雇用の場が確保されやすい。

持続可能な社会に向けた外国人労働者の受け入れに関する研究

表8 請負・人材派遣企業の概要

項目 / 企業名	A 社	B 社
労働者としての支援		
①採用ルート	ブラジル現地法人で求人、現地のリクルーターが求人活動を行う（口コミ、SNS、日系人が多い地区で企業説明会開催）。ブラジルでは口コミの効果が大きい。	現地4法人が現地面接をした人を日本へ紹介する。紹介後、採用するかどうか決める。口コミ、日系人が多い地区での説明会での採用が多い。採用決定者（口コミ7割、国内新規採用5%、リピーター25%）。採用決定後はビザ申請、受け入れという流れ。現地出国後は出雲空港まで迎えに行く。20時着便での到着が多い。到着後は、最寄りのコンビニで夕食の弁当を購入。赴任バックを支給（当面の生活用品、トイレトペーパー等が入っている）。借り上げのアパートへ向かう。翌日、市役所での転入手続き、関連部署での手続き、入社前健診（徳洲会病院）、給与振り込み口座開設（郵便局）、その後、午後から、営業所にて、制服の試着・支給（制服は静電対応、一式5万円）、初任時教育（安全、生活等、ビデオ）。翌日からM社出勤（給与の支払い発生）。M社にて初任時教育（8時間）。
②M社との関係	業務請負、工程請負	業務請負、工程請負
③外国人雇用者数・属性等	日系ブラジル人、この4年間で500人から800～900人に増加。18歳～60歳まで、40歳代が多い。家族（単身世帯）が多いが、家族がいる者も増えている。在留資格は、定住者・永住者・日本人の配偶者である。	日系ブラジル人約900人、18歳～56歳、40歳代が多い。男7割、女3割、夫婦で働く者も多い。家族がいる人は130名程度。
④職種	請負工程ライン	マシンオペレーター
⑤滞在期間・平均勤続年数	数年の出稼ぎ型から定住者が増えている。ブラジル人同士で結婚、ブラジルから家族を呼び寄せるなど家族を持つ人が増えている。勤続年数も長くなっている。最長の人で20年以上。	勤続10年以上：10%、5～10年：20%、1～3年：30%、1年未満：40%
⑥雇用管理（給与、労働時間、雇用形態）	管理職以外は時間給、1年目、1200円/時間、常勤契約社員	出雲M社は、日勤と夜勤がシフトではなく固定のため、人気がある。時給1200円から1,300円。夜勤隊は1.25倍増しとなる。夫婦2人で月収50～60万円になる。
⑦社会保険	全員必ず加入する。	全員必ず加入する。
⑧通勤送迎	事故、交通渋滞の予防のため、自動車通勤は認めていない。送迎バスを利用する。	3km以内は自転車通勤可。それ以外は送迎バスを利用する。送迎のためのバスを一畑と契約し、10台確保している。
⑨住居	M社最寄りの徒歩圏内のアパートを借り上げる。また、バスの送迎ルートに併せてアパートを借り上げる。塩治地区が多い。	送迎ルートにアパートを借り上げる。最近では、ローンを組んで住宅を取得する者も増えている。
⑩その他	ブラジルは治安が悪く、物価水準は日本とほとんど変わらないが、給与水準は日本の3分の1程度であるため、住みにくい。日系ブラジル人は治安が良く、安定した雇用が保障される日本での就労を希望する者が多い。そうしたブラジルの国内事情を反映して日本での定住化も進んでいる。	
生活者としての支援		
⑪家族・教育支援	18歳未満の子ども（100～150人）、子どもに対する専属の支援スタッフを1名採用（日本語、ポルトガル語対応）、NPO法人のエスペランサにポルトガル語通訳を1名派遣。エスペランサと共同で多文化子どもプロジェクトを展開している。エスペランサへの寄付金で、NPOを人と財政面で支援している。教育委員会とも連携。16歳から18歳の子どもの過年齢問題が課題である。進学も就職も難しい。小学校低学年で来日すると馴染みやすい。中学生以上は難しいので、18歳になったら呼び寄せるよう伝えるが、内緒で呼び寄せる者も少なくない。	教育委員会との連携。NPO エスペランサへの通訳の派遣。寄付金。日本語教師1名を専任で採用し、日本語教室を開催する（無料）。
⑫病院受診	病院受診に同行する（通訳）。希望者が多く優先順位順に対応している。病院受診に同行する専属通訳を採用している。	病院受診に同行する専属通訳を2名配置している。
⑬関係機関との連携	警察、市役所、学校（塩治小学校）、教育委員会、NPO法人	警察。市役所、NPO法人、教育委員会、保健所（結核多い、10年間で3名発症）
⑭その他		資格取得を奨励している。定着率の向上と生産性の向上に寄与を目指す。QC検定、作業主任者資格取得。費用はすべて会社負担である。

資料：2017年6月6日ヒアリング調査による

おわりに

人口減少が進んでいくなか、労働力としての外国人の必要は高まる一方である。彼らをどのように受け入れていくのか、議論のテーブルにつく時が来ている。また、地方を中心に、このままではまちが消滅してしまうという危機感から、外国の人々を、いつか母国に帰ってしまう労働者としてではなく、まちを共に支えていく人材として受け入れていく決断も求められている。それが「外国人と共生」という決断である。そのために「外国人に住みやすいまち」とともに「外国人が働きやすい職場作り」も、自治体が進める「多文化共生」を支える重要な要素となる。

しかし、外国人の受け入れノウハウが蓄積されている多くの外国人が暮らす国際都市でもコミュニケーションの対応に苦慮する現状がある。外国人労働者受け入れ拡大政策のもとで多国籍化する住民との「言葉の壁」が地域との共生に影響を及ぼしている。彼らの日本語教育はどのように行われているのか。日本語教育は誰が行うべきかという課題がある。

日系人だけでなく年々増える外国人技能実習制度や留学生の外国人と多国籍化により、従来のノウハウだけでは対応しきれない行政サービスや学校現場、病院等の場面で影響が出るのが予想される。出雲市では、日系ブラジル人が外国人の多くを占めているため、ポルトガル語での対応が中心である。今後は、外国人技能実習制度の拡大により急増したベトナム人や多国籍化への対応が課題となるであろう。出雲市が実施した外国籍住民の生活実態調査からも、「言葉の壁」が日常生活や地域との共生に影響を及ぼしていることが明らかになっている。

出雲市では、請負会社により、日系人が生活するのに必要なノウハウが蓄積されており、請負会社に雇用される日系ブラジル人への支援は整備されている。請負会社が借りあげたアパートに集住することで、まわりの日本人と交流しなくても生活できる。職場も同様である。病院受診など通訳が必要な時は請負会社に頼むことができる。

こうした間接雇用であることのメリットがある一方で、請負会社の雇用を外れた場合の危うさがある。不景気になり雇用調整の対象となれば、失業するだけでなく、「日本語を話せないこと」に対する生活面でのすべてのサポートを失うことになるのである。そうなれば、生活保護等の社会保障の負担の問題やコミュニケーション支援が行政に一気にのしかかってくることになる。

また、年々増える外国人と家族の呼び寄せが加速する中、公立小中高校などに在籍する外国人の児童生徒のうち、日常生活や授業に支障があり日本語指導が必要な子どもは増えている。教育現場では「日本語を話せない生徒」の対応をどうするか、「言葉の壁」をどう乗り越えるかという問題もある。「外国人と共生するまちづくり」のためには、国と自治体を中心となって、請負会社やNPO法人等のノウハウを活用しながら、外国人が共に生活できる地域社会の形成に向けた課題に取り組まなければならない。

人手不足という理由だけで外国人を受け入れるのではなく、長期的視点も併せ持つことが重要である。人口減少や高齢化に伴う長期的な日本の課題解決に寄与する外国人をどう受け入れ

ていけばよいのか。魅力ある環境の整備も忘れてはならない。世界中で人材獲得競争が加速化している。門戸を開くだけでは優秀な外国人は来てくれない。日本が外国人労働者に選ばれる国にならなければならない。

外国人を労働者として受け入れたとしても、入国した瞬間に生活者になるわけである。入国する外国人が生活者としてきちんと日本になじんで、日本社会を支える役割を果たしてもらう、そのための制度整備を国や自治体は急ぐべきである。まずは、コミュニケーション支援のために、行政サービスとして「日本語教育」に責任を持つべきである。外国人労働者を受け入れ、持続可能な社会を構築するには、このような制度整備を進めるための負担は避けられないものであり、人口減少社会において国民が引き受けなければならない社会的費用でもあることを、行政は住民に示し、制度整備を急がねばならない。

注

- (1) 総務省「平成 27 年国勢調査」全国結果による。
- (2) 日本の将来推計人口（平成 29 年推計）
<http://www.ipss.go.jp/pp-zenkoku/j/zenkoku2017/pp_zenkoku2017.asp>
- (3) 同上。
- (4) 総務省「国勢調査」による。
- (5) 平成 18 年 3 月 7 日に公表された「多文化共生の推進に関する研究会報告書」
<http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060307_2.html> を参考のこと。
- (6) 多文化共生推進プラン第 3 章に記載。
<<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1467621853264/files/tabunka27-29.pdf>>
- (7) 島根県文化国際課「島根県の外国人住民人口」による。
<<http://www.pref.shimane.lg.jp/life/international/kouryu/kokusai/data/touroku.html>>
- (8) 島根県推計人口
<<http://pref.shimane-toukei.jp/index.php?view=19493>>
- (9) 外国人労働者受け入れ制度の概要
< <http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/07/dl/tp0711-1n2.pdf> >（最終アクセス 2017/11/29）
- (10) 出雲市国際交流室提供資料による。
- (11) 島根県「推計人口」による。
- (12) 外国人雇用者数は、A 社（900 人）、B 社（900 人）である。

参考文献

- 稲葉奈々子（2017）「国籍の異なる隣人とともに－外国人受け入れ政策の実態と課題」『月刊自治研』59（692）、pp.16-21。
- 出雲市（2016）『出雲市多文化共生推進プラン 平成 28 年度～平成 32 年度』。
- 出雲市総合政策部政策企画課国際交流室（2016）『出雲市在住外国人実態調査報告書庁内資料』。
- 大石奈々（2013）「グローバル化と日本における外国人受け入れ政策－多国籍化移動の視点から」『生活経済政策』195、pp.28-35。

- 近藤敏夫（2005）「日系ブラジル人の就労と生活」『社会学論集』40, pp.1-18。
- 丹波雅雄（2017）「自治体の移住者支援の現状と課題」『月刊自治研』59（692）22, pp.22-27。
- 山崎隆志（2006）「外国人労働者の就労・雇用・社会保障の現状と課題」『レファレンス』 pp.2-43。
- 労働政策研究・研修機構（2012）『外国人労働者の失業の現状』No.112。
- 渡邊博顕（2004）「間接雇用の増加と日系人労働者」『日本労働研究雑誌』531, pp.35-47。

Study on acceptance of foreign workers toward a sustainable society

MIYAMOTO Kyoko

(Faculty of Law&Literature,Shimane University)

[A b s t r a c t]

Expectations are raised for utilization of foreign manpower as a labor force indispensable for a society with decreasing population. In this study, current conditions and problems related to work and life of foreign residents who live and work in Izumo City, Shimane Prefecture, as ordinary citizens and workers in local community were studied based on the results of questionnaire by Izumo City. In addition, measures and policies of the municipality related to the foreign residents and the actual state of supports at working place for foreign residents were also examined.

The "language barrier" with multinational residents has an influence on their coexistence in the community. It is also clarified that the "language barrier" has an influence on their daily life and coexistence in the community through a survey on the actual situation of the foreign residents implemented by Izumo City. Therefore, we should deal with such problems towards the formation of a community where foreigners can live together by utilizing know-hows of contractors, NPO corporations, etc. with the national and local governments playing a central role in order to create a community where foreigners coexist and live with local residents.

Keywords : Japanese Brazilian, indirect employment, foreign workers, coexisting society